

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程 の追加項目について

地域生活支援拠点等事業所登録に当たっては、各事業所の実態に応じて、事業所の運営規程に次の項目を参考に追加してください。

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項</p> <p>(地域生活支援拠点等事業の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1)居住支援 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を希望する者が安心して地域で生活できるよう、グループホーム等において居住の場を提供し、日常生活において必要な援助を行う機能。</p> <p>(2)相談 小樽市障害者基幹相談支援センターと連携して、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他の必要な援助を行う機能。</p> <p>(3)緊急時の受入れ及び対応 短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。</p> <p>(4)体験の機会・場の提供 医療機関や施設からの退院・退所又は親元からの自立に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能。</p>	<p>(1)から(6)の機能についての記載は例示であり、各事業所の実情に応じて、実際に担う機能を記載してください。</p> <p>(1)は、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉ホームを行う事業所が対象となります。</p> <p>(2)は、小樽市から相談支援事業の委託を受けた特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）が対象となります。</p> <p>(3)は、短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉ホーム、自立生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護を行う事業所、地域定着支援を行う相談支援事業所や小樽市から相談支援事業の委託を受けた特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）が対象となります。</p> <p>(4)は、地域移行支援を行う相談支援事業所や施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉ホーム、生活介護、自立訓練(宿泊型を除く)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型を行う事業所が対象となります。</p>

<p>(5)専門的人材の確保・養成</p> <p>医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。(小樽市障害者基幹相談センター等が開催する研修への参加、法人外で開催される研修への参加等)</p> <p>(6)地域の体制づくり</p> <p>小樽市障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所、他の障害福祉サービスを行う事業所と連携して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。</p>	<p>(5)は、該当する全ての事業所が対象となります。</p> <p>(6)は、該当する全ての事業所が対象となります。</p>
---	---